

原子力委員会専門委員の変更について（案）

1998年4月14日

原 子 力 委 員 会

1. 原子力委員会専門委員のうち、池本一郎の辞任を認める。
2. 原子力委員会専門委員として、吉崎信也を指名する。
3. 上記に伴い、所要の手続きをとることとする。

以 上

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する
法案の審議状況について

平成10年4月14日

科 学 技 術 庁

動燃改革のための標記法案については、2月10日に国会に提出された以降、衆議院本会議における趣旨説明、2度の地方公聴会（水戸市、敦賀市）を経て、4月10日の衆議院科学技術委員会にて、共産党を除く全会派の賛成により採決され、本日の衆議院本会議にて議決され、参議院に送付される見込み。

(参 考)

国会での審議経過

- 2月10日 ・ 「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案」国会提出
- 3月27日 ・ (衆) 本会議
法案趣旨説明／質疑
- 4月 1日 ・ (衆) 科学技術委員会
法案質疑
- 4月 3日 ・ (衆) 科学技術委員会
法案質疑
- 4月 6日 ・ (衆) 科学技術委員会
地方公聴会 (於：水戸)
- 4月 8日 ・ (衆) 科学技術委員会
地方公聴会 (於：敦賀)
- 4月10日 ・ (衆) 科学技術委員会
法案質疑 (総理に対する質疑も実施)／採決
(共産党を除く全会派の賛成により、附帯決議 (別紙2) をつけて原案どおり可決)

} 別紙1

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を
改正する法律案の審議のための科学技術委員会委員派遣
(地方公聴会)について

1. 茨城県(水戸市)における意見聴取

(1) 日時

4月6日(月) 13:00~16:10

(2) 場所

水戸三の丸ホテル

(3) 派遣委員

団長	委員	大野	由利子	議員(和)
理事	長	小野	音也	議員(自民)
理事	事	辻	一彦	議員(民友)
理事	事	吉田	治	議員(民友)
理事	事	菅原	喜重郎	議員(自由)
委員	員	岡部	英男	議員(自民)
委員	員	奥山	茂彦	議員(自民)
委員	員	近江	巳記夫	議員(和)
委員	員	吉井	英勝	議員(共産)
委員	員	辻元	清美	議員(社民)

(4) 意見陳述人

須藤	富雄	前茨城県東海村村長
石川	迪夫	前北海道大学工学部教授
丹野	清秋	茨城大学農学部教授
森	将臣	動力炉・核燃料開発労働組合中央執行委 員長
高木	仁三郎	原子力資料情報室代表
佐藤	守弘	常磐大学人間科学部教授

2. 福井県（敦賀市）における意見聴取

(1) 日時

4月8日（水）13:00～16:10

(2) 場所

敦賀市勤労福祉センター

(3) 派遣委員

団長	委員	長	大野	由利子	議員（和）
	理	事	山口	俊一	議員（自民）
	理	事	辻	一彦	議員（民友）
	理	事	吉田	治	議員（民友）
	理	事	齊藤	鉄夫	議員（和）
	理	事	菅原	喜重郎	議員（自由）
	委	員	田中	和徳	議員（自民）
	委	員	望月	義夫	議員（自民）
	委	員	木島	日出夫	議員（共産）
	委	員	辻元	清美	議員（社民）

(4) 意見陳述人

河瀬	一治	福井県敦賀市長
池端	昭夫	JA福井県五連会長
		福井県環境・エネルギー懇談会副会長
吉村	清	敦賀市原子力懇談会委員
小林	巖	フリージャーナリスト
高橋	一夫	ヤマトタカハシ株式会社常務取締役
渡辺	三郎	原発問題住民運動全国センター代表委員

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

政府は、動力炉・核燃料開発事業団による度重なる事故及び不祥事を重く受けとめ、本法の施行に際しては、原子力基本法の精神を尊重するとともに、次の事項に關し、特に配慮すべきである。

一、核燃料サイクル開発機構における情報の公開については、「情報公開指針(ガイドライン)」を積極的に運用し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報、その他不開示とすることについて合意約であると認められるものを除き、できうる限り速やかに開示し、社会的信頼の回復に努めること。

一、高速増殖炉、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分等の核燃料サイクルに係る政策については、今後とも、国民的議論を継続し、その合意形成に努めること。

一、原子力施設の安全の確保のため、安全審査機能の強化・拡充に努めるとともに、原子力防災については、周辺住民の不安感が高まっていることに鑑み、地元自治体の要望も踏まえつつ、より有効性の高い防災体制の整備に向けた検討を進めること。

一、核燃料サイクル開発機構の運営に当たっては、安全の確保に万全を期するとともに、職員の意識改革を図り、地元重視を基本として、透明性のある運営に努めること。

また、大学、民間企業等との幅広い連携に努めるとともに、開発成果の民間への移転の促進を図ること。

一、理事長の任命に当たっては、幅広い数量権が付与されることに鑑み、強力なリーダーシップを発揮できる人材を選定すること。

また、運営審議会の委員の適定に当たっては、その設置の趣旨を踏まえ、広く外部の意見を業務運営に反映させるため、幅広い分野から人選すること。

一、原子力施設の立地地域においては、地域の振興にきめ細かな配慮をするるとともに、業務の整理縮小に当たっては、地元自治体等と協議を行い、それらの理解を得つつ、雇用の安定にも配慮し、円滑に行うこと。

右決議する。